

【別添4】各室性能表

No.	部門・室名	面積㎡ 括弧書きは参考面積	室数	OA フロア	カーテン・ ブラインド	ピクチャー レール	電気設備					機械設備						備考	
							照明・ コンセント	弱電設備				空調	換気	給排水衛生等					
								外線 電話	インター ホン	TV接続 端子	インターネット ・Wi-Fi			電波 時計	給排水	流し台	洗面台		洗濯機 パン
<b>【職員宿舎】</b>																			
1	住戸1DK	30㎡程度 ※25㎡以上	30		(レール)		○	(受口)	○	○	(受口)		○	○	○	○	○	○	キッチンユニット、ユニットバス・トイレ
2	住戸2DK	50㎡程度 ※40㎡以上	10		(レール)		○	(受口)	○	○	(受口)		○	○	○	○	○	○	キッチンユニット、ユニットバス・トイレ(独立) DK部分は、8畳以上の広さを確保し、個室と一体的 に使えるような構造とすること。
3	倉庫	適宜	適宜				○						○						
4	風除室・エントランスホール	適宜	—			○	○		○				○						
5	共用廊下・階段等	適宜	—				○						適宜						集合郵便受・宅配ボックス
<b>【学生寮】</b>																			
6	居室	15㎡程度 ※13㎡以上	50以上		○		○	(受口)	○(内)	○	○		○	○	○		○	○	ユニットシャワー・トイレ 面積よりも室数を優先させること。
7	共同洗濯室	(10)	2		適宜		○						○				○	洗濯機舎	
8	共同自炊室	適宜	適宜		適宜		○						○	○	○		○	○	キッチンユニット、レンジ・冷蔵庫等
9	寮監室	10㎡程度	1	○	適宜		○		○(内)	○	○		○	○	○				
10	倉庫	適宜	適宜				○						○						
11	風除室・エントランスホール	適宜	—			○	○						○	○					
12	共用廊下・階段等	適宜	—				○						適宜	適宜					集合郵便受・宅配ボックス
<b>【その他県施設】</b>																			
13	フロントオフィス	15㎡程度	3	○	○		○	(受口)		○	○		○	○					
14	コワーキングスペース	30㎡程度	1	○	○		○	(受口)		○	○		○	○					15㎡程度2室に分割可とすること。
15	携帯電話ブース	適宜	2	○	適宜		○						○	○					
16	コピー室	適宜	1	○	適宜		○						○	○					
17	給湯室	適宜	1		適宜		○						○	○					○
18	会議室	100㎡程度	1	○	○		○	(受口)	○(内)	○	○		○	○					40・40・20㎡程度に分割可とすること。
19	会議室用倉庫	適宜	1				○						○	○					
20	県情報発信スペース	(50)	1	○	○	○	○	(受口)		○	○		○	○					
21	事務室	30㎡程度	1	○	○		○	○	○(内)	○	○		○	○					警備員仮眠室を含む
22	寮監用住戸2DK	50㎡程度 ※40㎡以上	1		(レール)		○	(受口)	○(内)	○	(受口)		○	○	○	○	○	○	職員住戸2DKに同じ
23	管理人用住戸2DK	50㎡程度 ※40㎡以上	1		(レール)		○	(受口)	○(内)	○	(受口)		○	○	○	○	○	○	職員住戸2DKに同じ
24	共用倉庫1	5㎡程度	1				○						○						書類保管用
25	共用倉庫2	10㎡程度	2				○						○						資材保管用
26	共用トイレ・多目的トイレ	適宜	各1				○						○						男子・女子・多目的
27	喫煙室	適宜	1		適宜		○						○	○					
28	風除室・エントランスホール	適宜	—			○	○						○	○					郵便受
29	廊下・階段等	適宜	—				○						適宜	適宜					
30	設備室	適宜	—				○		○(内)				適宜	○					
<b>【民間施設】</b>																			
	(計画に応じて適宜設定)																		

注1 面積指定のある室(※印で下限値を記載しているもの及び括弧書きの参考面積を除く。)は下限値-10%までとする。

注2 表記内容は基本的な区分等を示しているため、空欄部分及び表記以外の機能への対応など、事業者提案に応じて適宜県と協議を行うこと。「適宜」欄については、提案内容(平面計画等)に応じた面積設定、各機能の設置を行うこと。

注3 インターホン設備の(内)は、内線機能付きとする。

注4 「インターネット・Wi-Fi設備」:(受口)は入居者による別途インターネット契約、○印については県による別途インターネット契約(Wi-FiやLANの構築)が可能となるよう、必要な配管配線・情報用コンセント・端子盤等を設置し、電話設備を含めた情報通信設備とするなど機能的なインターネット環境を適宜整備すること。